

裁判長認印

調書 (決定)

事件の表示 令和7年(受)第1190号  
決定日 令和7年12月4日  
裁判所 最高裁判所 第一小法廷  
裁判長裁判官 宮川 美津子  
裁判官 安浪 亮介  
裁判官 岡 正晶  
裁判官 堀 徹  
裁判官 中村 慎  
当事者等 申立人 世界平和統一家庭連合  
同代表者代表役員 田中 富廣  
同訴訟代理人弁護士 福本 修也  
相手方 讀賣テレビ放送株式会社  
同代表者代表取締役 松田 陽三  
同訴訟代理人弁護士 今川 忠 ほか  
相手方 紀藤 正樹  
同訴訟代理人弁護士 飯田 正剛 ほか  
原判決の表示 東京高等裁判所令和6年(ネ)第1792号(令和7年2月14日  
判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年12月4日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 梶谷 吉秀